【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成22年 2 月12日

【会社名】 株式会社多摩川ホールディングス

【英訳名】TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 宇留嶋 健二

【本店の所在の場所】 神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号

 【電話番号】
 0467(79)7027(代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役 増山 慶太

【最寄りの連絡場所】 神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号

株式

【電話番号】0467(79)7027(代表)【事務連絡者氏名】取締役 増山 慶太

【届出の対象とした募集有価証券の種

【届出の対象とした募集金額】

類】

その他の者に対する割当144,430,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年1月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第42期第3四半期報告書を平成22年2月12日に関東財務局長へ提出したことに伴い、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第41期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局に提出	
四半期報告書	事業年度 (第42期第2四半 期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月12日 関東財務局に提出	

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年4月1日	平成21年6月29日
	(第41期)	至 平成21年3月31日	関東財務局に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期第 <u>3</u> 四半 期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	<u>平成22年2月12日</u> 関東財務局に提出

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2 月10日

株式会社多摩川ホールディングス 取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員 公認会計士 毛利 優 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2 .} 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2 月12日

株式会社多摩川ホールディングス 取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員 公認会計士 毛利 優 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 関本 享 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任者は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示しないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

重要な後発事象には、平成22年1月27日開催の取締役会において第三者割当増資による株式発行を行うことを決議した旨、及び 平成22年1月27日開催の取締役会において、新規事業であるバイオマスエネルギー供給事業を開始することを決議した旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。